

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

オンライン資格確認の導入の原則義務化に伴い、令和4年10月1日より「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されました。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算は保険医療機関において、初診時に患者さまの薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について評価するものです。

令和5年4月から初診時の評価を見直すとともに、再診時についても新たに評価を行うとされました。

当院は、初診時、再診時等における患者さまの情報の取得・活用する体制の充実及び情報の取得の効率性を図るため、以下の体制を整備し、診療情報を活用することで質の高い医療の提供に努めております

①オンライン請求を行っている

②オンライン資格確認を行う体制

➡当院では、主に以下の健康保険証情報を確認しています。

1. 加入されている医療保険（公費等は確認できません）
2. 有効期限
3. 会計時の診療費の負担割合や上限額 など

③薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療等を行う体制

※マイナンバーカードを保険証として利用する場合、手続きが必要です。

※診察予約のある患者さまは、前日にオンラインで保険証の資格確認を行っております。また公費等をお持ちの方は、当日窓口にご提示くださいますようお願い致します。



令和5年4月より

ご来院時に患者さまからのマイナンバーによる診療情報の提供の有無により、初診時、再診時に診療報酬の評価として下記の点数を加算させていただきます。

あわせてご了承下さいますようお願い申し上げます。

初診時マイナンバーカード利用なし	➡	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1	<u>6点</u>
初診時マイナンバーカード利用あり	➡	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2	<u>2点</u>
再診時マイナンバーカード利用なし	➡	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3	<u>2点</u>
再診時マイナンバーカード利用あり	➡	加算なし	

※初診時、再診時に他院より診療情報をご持参頂いた場合、マイナンバーカードのご利用がなくても、初診時は「加算2：2点」、再診時は「加算なし」となります。

